

国際ネットワーク「ICPEN」が行う「詐欺防止月間」について

1 概要

消費者に対する国境を越えた違法な取引行為を効果的に防止することを目的とした国際ネットワーク「ICPEN」(International Consumer Protection and Enforcement Network)では、消費者に対する詐欺についての注意喚起を行うために「詐欺防止月間」(Fraud Prevention Month)を設定し、ICPEN参加国は、詐欺防止のための消費者に対する啓発を行うこととしており、我が国も参加しております。

本年も、ICPENにおける決定に基づき、2月25日(水)から3月4日(水)を「詐欺防止月間」と定め、公正取引委員会及び経済産業省が所管する業務に関連して、消費者に対する詐欺防止に向けた取組を改めて周知することとしました。

< ICPEN >

OECD加盟国を中心とする関係国の消費者保護執行機関からなる非公式の会合です(現在の参加メンバーは42か国、EC及びOECD)。詳しくは、<http://www.icpen.org/>(注:英文サイト)を御覧ください。

2 各省庁における消費者に対する詐欺防止に向けた取組について

(1) 公正取引委員会

公正取引委員会は、公正な競争を確保する観点から、消費者の適正な商品・サービスの選択を妨げる不当表示等に対して、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づいて厳正・迅速に対処しています。また、不当表示等の個別の違反行為に対する規制のほか、消費者の関心の高い商品・サービスの実態調査、景品表示法の普及・啓発等に係る活動を行うことにより、消費者取引の適正化に努めています。

具体的には、以下のような活動を行っています。

- 景品表示法違反事件の調査、排除命令等(最近の違反事件については[こちら](#))
- 不当表示等に関する申告の受付(詳しくは[こちら](#))
- 消費者向けパンフレットやPR用DVDの作成・配布
 - ・ 「だから安心! 景品表示法 景品表示法ガイドブック」([PDF](#))
 - ・ 「よくわかる景品表示法と公正競争規約」([PDF](#))
 - ・ 「しっかりチェック! 有料老人ホームに関する表示」([PDF](#))
- 消費者向けの景品表示法説明会等の実施
- 消費者の関心の高い商品・サービスの表示に関する実態調査
 - ・ 消費者モニター制度の運用による消費者への景品表示法等の普及・啓発
 - ・ 電子商取引監視調査システムの運用による適正な電子商取引の促進

公正取引委員会は、今後も、商品・サービスの内容、取引条件等について、実際のもの又は競争事業者のものよりも優良又は有利であると誤認される不当表示を厳しく規制し、消費者がより良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

商品・サービスに関する不当な表示等を発見された場合は、公正取引委員会又はお住ま

いの都道府県消費者相談窓口まで御連絡ください（公正取引委員会の相談窓口は[こちら](#)）。

なお、景品表示法の内容、運用状況等の詳細については「[景品表示法トップページ](#)」の各情報を御覧ください。

（２）経済産業省

経済産業省は、訪問販売、通信販売、マルチ商法等、事業者と消費者の間でトラブルを生じやすい特定の取引を規制し、クーリング・オフ等の民事ルールを定めた特定商取引法の積極的な運用を行っております。

具体的には、消費者からの相談を受け付け、特定商取引法に違反する事業者に対して行政処分を行うとともに、消費者トラブルを未然に防止すべく、特に被害の多い高齢者や若者向けのパンフレット等の作成、配布や特定商取引法違反事業者について、経済産業省のホームページで一覧を掲載する等の啓発活動も実施しております。

消費者の方は、悪質な勧誘等の被害に遭わないよう十分に注意しましょう。また、被害に遭われた場合は、経済産業省またはお近くの消費者相談窓口までご相談下さい。詳しくは[こちら](#)を御覧ください。